

かながわけんちいきふくししえんけいかく みなお
神奈川県地域福祉支援計画の見直しについて

れいわ ねん がつ にち
令和6年7月30日

ふくし こ きよくふくし ぶ ち いきふくし か
福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

1 神奈川県地域福祉支援計画とは

- 地域の課題を解決していくために必要な取組などを、目標を決めて、計画的に進めていくための計画
- 地域の高齢者、障がい者、子どもなど、皆に関わる福祉の取組を記載
- 令和5年4月に第5期計画を策定

2 「^{かながわけんとうじしゃめせん}神奈川県^{しょうがいふくしすいしんじょうれい}当事者目線の^い障害福祉^{しゃかい}推進条例～ともに生きる社会を ^{めざ}目指して～」に^{もと}基づく^{きほんけいかく}基本計画とは

○ ^{とうじしゃめせん}当事者目線の^{しょうがいふくし}障害福祉を^{すす}進めるため、^{ひつよう}必要な^{とりくみ}取組を^{もりこ}盛込んだ^{けいかく}計画

○ 「^{しょうがい}生涯^{つう}を通じて、^{けんみんひとり}すべての県民一人ひとりの^{じんせい}人生^{たいせつ}を大切にしながら、^{だれ}誰もが

^す住み慣れた^な地域^{ちいき}で^{あんしん}安心して、^{ひと}その人らしく^く暮らすことができる^{かがや}いのち輝く^ち地域

^{いききょうせいしゃかい}域共生社会『^いともに^{しゃかい}生きる社会^{かながわ}かながわ』の^{じつげん}実現を^{めざ}目指すこと^{もくひょう}が目標

○ ^{れいわ}令和^{ねん}6年^{がつ}3月^{あら}に^{さくてい}新たに策定

3 神奈川県地域福祉支援計画を見直す理由

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づ

く基本計画が目指す、

いのち輝く地域共生社会の実現や当事者目線の考え方は、障害福祉に限らずあらゆる

分野に共通するものです



地域福祉支援計画が同じ考え方に沿っているか確かめ、必要な修正を行います

4 見直しの4つのポイント

(1) 地域共生社会の説明とイメージ図を変更

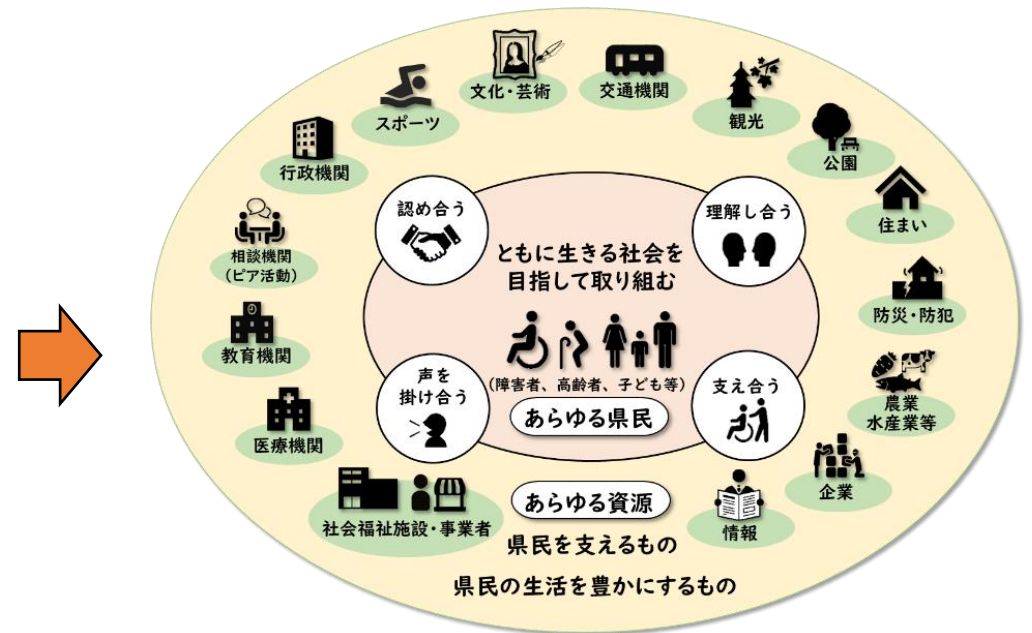
地域共生社会の考え方の説明などを条例基本計画と合わせます

○ イメージ図 (変更前)



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

○ イメージ図 (変更後)



出典：「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～
ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画

(2) 副題を変更

「いのち輝く地域共生社会」を目指すことをはっきり示すため、副題を変更し

ます

へんこうまえ
(変更前)

だれ あんしん く ち いききょうせいしゃかい
誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり



へんこうご
(変更後)

だれ ひと く かがや ち いききょうせいしゃかい
誰もがその人らしく暮らせる、いのち輝く地域共生社会づくり

(3) 当事者目線の考え方についての説明を追加

当事者目線の考え方についての説明を追加して、あらゆる分野で当事者目線

に立った取組を行うことを示します

(主な内容)

- 県では、障がい者本人が望むその人らしい暮らしを実現していく「当事者目線の障害福祉」を推進しています。
- この考えは、誰もがその人らしく暮らすことのできるいのち輝く地域共生社会の実現につながるものであり、障がい福祉に限らず、あらゆる分野に通ずるものとなっています。
- 本計画においても、様々な困難を抱える当事者の目線に立った施策を推進し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

(4) 取組を追加  **ご意見をいただきたいポイント(2つ)**

「**当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり**」を実現する

ための取組を追加します

○ **追加する取組**

- **当事者活動や本人活動に関する取組**


(**当事者が主体となる事業**)


- **本人の望みや願いに寄り添える人を育てる取組**

(**意思決定支援**)

- **施設の利用者の希望に沿って自宅などで暮らせるようにする取組**

(**地域生活移行に関する事業**)

 ① **追加する取組についてご意見をいただきたい**

 ② **他に追加したほうがよい取組があれば、ご意見をいただきたい**